

いじめの防止等のための基本方針



静岡県立伊豆伊東高等学校

はじめに ～社会総がかりによるいじめ問題対策について～

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として生徒の生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから生徒を守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

平成25年9月には、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行され、国はこれに基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。

これらを受け静岡県では、平成26年3月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、平成28年12月には「静岡県子どもいじめ防止条例」を制定するなど、いじめ問題の克服に向けて、社会総がかりで取り組んできました。このたび、「いじめの防止等のための基本的な方針」を国が平成29年3月14日に改定したことを受け、関係諸機関との連携のもと、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を改定しました。

さらに、学校に対しては、上記の各方針を参酌して、その学校の実情に応じた基本的な方針の策定を求めています。本方針はこれらに従って、いじめの防止等に対し本校が果たすべき役割を定めたものです。

本校では、校訓である「真理を尊ぶ人であれ 価値を生み出す人であれ 他者を支える人であれ」のもと、自ら考え、行動する力を持ち、豊かな感性と教養を身に付け、他者と協働し、未来を創造し人間を育てることを教育の基本方針としています。このような取組を進めていくことが、いじめの防止に結び付いていくことになります。

本校の教育活動全体をとおして、心通う、互いに思いやりを持って接する人間関係づくりを推進し、いじめの防止を図っていきます。

以下に示す本校のいじめの防止等の基本方針はホームページで公表するとともに、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜見直しを行います。

第1 基本理念

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりであり、この基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進します。

- ◆生徒が安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ◆生徒が、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- ◆県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

第2 いじめ防止の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視される
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめにあたるかの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかり確認することも必要です。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要となります。

2 いじめの理解

いじめはどの生徒にも、どこでも起こりえるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめた・いじめを受けたという2つの立場の関係だけでなく、学年・学級や部活動等の所属する集団全体が、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、周囲ではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬふりをして関わらない「傍観者」の存在がいることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるよう日頃から指導及び支援をしていく必要があります。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの生徒にもどこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められます。

いじめを受けた生徒は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは本人でなければ実感できません。いじめた生徒や周りの生徒がそのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましいこどもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない生徒を育てていきます。「地域の生徒は地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

(1) いじめの未然防止 ー健やかでたくましい心を育むー

乳幼児から青年へと育つ中で、生徒は家庭や学校などの様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人への理解も深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、生徒一人一人が自分と他人を大切に思う気持ちを高め、きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

そのためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、生徒自身の自立をめざすことが大切です。生徒の発達に合わせて生徒を理解し、生徒の思いを生徒の立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、生徒との信頼関係をつくり上げていくことが、生徒が自分と他人を大切に思う気持ちを高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

【いじめの未然防止に向けた家庭・地域・学校の役割】

	役 割
家 庭	生徒との関わりや対話を大切にすることが重要です。生徒をありのままに受け止め、生徒が安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。
地 域	きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚を育てる場として、地域住民が連携して、生徒を温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。
学 校	生徒と教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動等の時間を活用し、生徒自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめを早期に発見し、適切に対応することが重要です。家庭、地域、学校が連携し、生徒の健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

ア 早期発見 ～いじめはどの生徒にも起こりうる～

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうることから、いじめの早期発見には、家庭、地域、学校が連携・協力して、生徒を見守り続けていくことが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている生徒からも、いじめている生徒からも出ています。深刻な事態となるのを防ぐためにも、周りの大人が常に生徒に寄り添うことで、生徒たちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切となります。

【いじめの早期発見に向けた家庭・地域・学校の役割】

	役 割
家 庭	日頃の対話や態度などから、いじめが疑われる生徒の変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。
地 域	いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。
学 校	いじめを訴えやすい機会や場をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、定期的なアンケート調査を実施したり、生徒のストレスの状況を確認したりするなど、日頃から生徒の心の状態を把握し、いじめの発見に努めることが大切です。

イ 早期対応 ～いじめを受けた生徒の立場に立って組織的に～

いじめが発見された場合には、いじめを受けた生徒への支援、いじめた生徒や周りの生徒への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、組織的な対応をすることが重要です。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要になります。

(3) 関係機関との連携 ―専門家とつながる―

いじめの問題に家庭、地域、学校の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている生徒に対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

- ・警察、児童相談所、医療機関などの相談機関
- ・県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関

第3 いじめの防止等のための対策

1 学校がすべきこと

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、学校の設置者との適切な連携の上、実情に応じた対策を推進することが求められています。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校いじめ防止基本方針を定めることで、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をすることにつながります。また、いじめ発生時における学校の対応を示すことで、生徒や保護者に対して学校生活を送る上での安心感を与え、加害行為の抑止につながります。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりすることが必要となります。

学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、例えば、PTAや地域の関係団体に意見を求めたり、生徒の意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるよう努めます。

また、策定後は、ホームページ等で公表するとともに、その内容を、必ず入学時・

各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明します。いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討します。

(2) 組織の設置

学校は、組織的かつ実効的にいじめの防止等に取り組む中核となる常設の組織を置きます。

- ・構成員は、校長、副校長、教頭、生徒課長、教育相談室長、学年主任、養護教諭、人権担当者とし、必要に応じて、生徒課職員、担任、部活動顧問、関係職員等関係の深い教職員を追加します。さらに、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家に協力を求めます。
- ・教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるために、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を全教職員が経験できるような組織構成を適宜工夫・改善できるようにします。
- ・情報の収集、記録、共有、取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行います。また、いじめに係る情報があつた時には、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担います。
- ・生徒及び保護者に対して、組織の活動を認識させるようにします。
- ・いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、いじめを迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを周知します。

(3) いじめの防止等のための対策

ア いじめの未然防止

(7) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ります。

(イ) 生徒の自主的活動の場の設定

学級活動や生徒会活動など、生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むよう努めます。

(ウ) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発するよう努めます。

(エ) 配慮を要する生徒への支援

学校として特に配慮が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。

例えば、発達障害を含む障害のある生徒、外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒及び東日本大震災で被災した生徒や原子力発電所

事故により避難している生徒などが考えられます。

(f) 教職員の資質向上

学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図ります。

(g) 学校評価による取組の改善

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。

イ いじめの早期発見・早期対応

(7) いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を怠ることのないように、学校として、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確に定めます。

(イ) 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、学校いじめ対策組織のもとで定期的なアンケート調査等を行い、必ず複数の目による状況の見立てを行います。

(ウ) 相談体制の整備

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。

いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守ります。

(イ) 学校のいじめに対する措置

- ・ いじめの通報を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は速やかに、学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげます。
- ・ いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。
- ・ 必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにします。
- ・ いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとるよう努めます。

- ・いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求めます。

(オ) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えます。

ウ 関係機関との連携

日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときに、状況に応じて連携し、早期に対応します。また、学校が常設する組織は、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求めます。

2 重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があります。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」を踏まえ、適切に対処します。

(1) 学校による対処

ア 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言います。

- (ア) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金銭等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- (イ) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。

イ 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は学校の設置者に報告し、設置者の判断のもと、速やかに設置者又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐことはしません。

調査は、網羅的明確に行い、調査方法は、生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などで行います。

なお、生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行います。

ウ 情報の提供

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

エ 設置者の姿勢

学校が調査及び情報の提供を行う場合、学校の設置者は必要な指導及び支援を行います。

また、県教育委員会が調査の主体となる場合には、県教育委員会の附属機関が調査を実施することが考えられます。その際、公平性・中立性の確保について配慮します。

オ 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要となる。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要があります。

(2) 県立学校に係る対処

ア 知事への報告

県立学校は、重大事態が発生した場合には、県教育委員会を通じて、その旨を知事に報告します。また、調査の結果の結果についても同様に報告します。

イ 再調査

報告を受けた知事は、必要があると認めるときには、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができます。

重大事態対応フロー図

■いじめの疑いに関する情報

法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」においていじめの疑いに関する情報の収集、記録共有及びいじめの事実の確認を行い、結果を学校の設置者へ報告

■重大事態の発生

重大事態の発生を学校の設置者に報告

重大事態とは……

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

■調 査

☞ **学校の設置者が調査主体を判断**

【学校が調査主体の場合】

学校の設置者の指導、助言のもと、以下のような対応に当たる

- ☑学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ☑調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ☑いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供
- ☑調査結果を学校の設置者に報告
- ☑調査結果を踏まえた必要な措置



【学校の設置者が調査主体の場合】

- ☑設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力